

九州道路啓開計画(初版)「九州東進作戦」の概要 (2/2)

<道路啓開調査・作業>

- ・発災時には、被災箇所・被災規模の状況を調査する。並びに**災害対策基本法76条の6による区間指定**を行う。
- ・各道路管理者は、緊急輸送ルートを構成するそれぞれの管理路線の道路啓開調査・作業を実施。
- ・緊急輸送ルートの道路啓開調査・作業主体の基本的な考え方を下表に整理する。
(調査については被災県の要請により、国による実施の場合もある。)

| 緊急輸送ルート | 路線名 | 道路管理者 | | | | 道路啓開調査 | | 道路啓開作業 |
|-------------|--|-------|---|---|---|--------|------|---|
| | | 国 | 県 | 市 | 公 | 調査(点検) | 国実走 | |
| 広域移動ルート | ・高速道路 ・国道57号 ・国道218号、国道222号 ・(一)大隅縦貫道 (主)志布志福山線 等 | 国 | 県 | | N | 公 | 各管理者 | ○ (国: 災対法第74条の3による道路啓開作業実施) |
| サブルート | ・国道10号(豊後大野市大洞~延岡市北川) ・国道265号、国道327号、国道219号 ・(市)下林北願成寺線、(主)人吉水上線、 (市)願成寺錦線、(市)七地壱作線、 (主)日南高岡線、(主)日南志布志線、 (市)上塚田市村線、(主)都城串間線 | 国 | 県 | 市 | | | 各管理者 | △ 広域移動ルートが通行不能の場合 (国: 災対法第74条の3による道路啓開作業実施) |
| 被災地内ルート | ・国道10号(延岡市北川町長井~宮崎市橋通東) ・国道220号(宮崎市橋通東~鹿屋市笠之原町) | 国 | | | | | 国 | - 国 |
| 代替ルート | ・本編に図示及び表参照 ・本編の別表参照 | 国 | 県 | 市 | | | 各管理者 | ○ 国: 被災地内ルートの代替として必要な場合 (国: 災対法第74条の3による道路啓開作業実施) 上記以外各管理者 |
| 拠点接続ルート | ・大分県、宮崎県、鹿児島県東部について 本編に図示及び表参照 ・本編の別表参照 | 国 | 県 | 市 | | | 各管理者 | - (国: 災対法第74条の3による道路啓開作業実施) |
| その他の緊急輸送ルート | ・本編の別表参照 | 国 | 県 | 市 | 公 | | 各管理者 | - (国: 災対法第74条の3による道路啓開作業実施) |

N: nexco西日本, 国: 九州地方整備局, 公: 福北公社、各県道路公社, 県: 各県・政令市, 市: 各市, 国実走: 国管理以外の路線における実走調査を記入。

<タイムラインの作成>

- ・いつ何をするかについて明らかにした**タイムライン**を作成しておく。
- ・タイムラインは、調査・作業にあたる各道路管理者が速やかに作成しておく。
- ・作成後は実走により**予め確認**。

【タイムライン作成の基本方針】

- ① 発災後、ただちに参集し1時間内に道路啓開調査着手。その際には軽微な補修が可能なよう最低限の資機材は準備すること。
- ② 12時間以内で広域移動ルートの通行可否情報集約整理、迂回路設定。
- ③ 24時間以内で広域移動ルート、防災拠点へアクセスするルートの概ねの道路啓開を完了。
- ④ 72時間以内で被災地内ルート(R10、R220)の概ねの道路啓開を完了。

<人員、資機材等の体制構築>

- ・道路啓開活動に必要な資機材については、啓開ルート別に**備蓄場所を設定**。
- ・道路啓開活動において、ガレキ堆積などの被災対応に必要な重機、オペレータや作業員が発災後直ちに**自動参集**できる体制を構築。
- ・体制構築のため、啓開作業に従事する建設業者・レッカー組合等の民間事業者との**災害時協定の締結**を図る。

<訓練の実施・事前広報の実施>

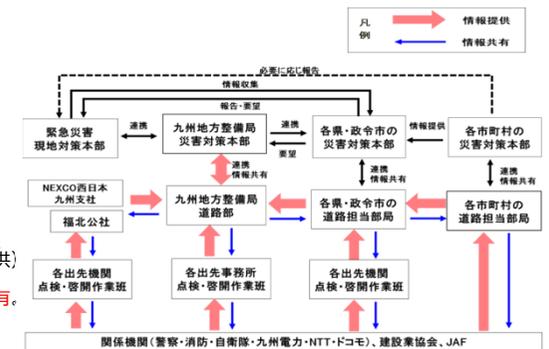
- ・平時から南海トラフ地震の発生を想定した各種実践的な訓練を関係機関の連携・協力のもとに**定期的に実施**。
- ・訓練で得られた知見や課題等を踏まえ、本計画の内容について**必要な見直し**。
- ・平時からドライバーへのチラシやパネル等を通じ、**道路啓開への協力・理解を求め**る。



3 発災後の対応

<被災状況の把握・情報集約・共有>

- ・各道路管理者は、**発災後直ちに体制を立ち上げ**、緊急輸送ルートの道路啓開調査を開始し、速やかに被災状況を把握。
- ・壊滅的被害が発生しているエリア等(道路啓開調査が困難な路線・区間)では、**災害対策用ヘリ**等を活用し、上空から被災状況の確認。
- ・把握した道路被災状況は今後の道路啓開活動における情報として**定期的に集約**することが重要。
(各道路管理者から定期的に九州地方整備局へ、市道については各県により情報を集約し定期的に情報提供)
- ・**情報は随時、各道路管理者、関係機関等にて情報共有**。(右図参照)



<道路啓開の実施内容>

- ・道路啓開調査・作業の手順

【啓開調査】

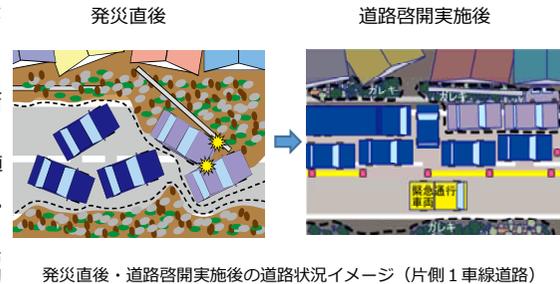
道路啓開調査では緊急通行車両の通行可否の確認を優先するとともに軽微な補修を実施。

【啓開作業】

道路啓開調査の結果、迂回路(別路線)も確保されない場合は、道路啓開作業を実施し、緊急通行車両の通行を早期に確保。

道路啓開作業は、**1車線確保**を基本。(離合場所は適宜設置)
但し、中央分離帯設置区間は、上下毎1車線を基本。

道路啓開作業や作業後においては必要に応じて、カラーコーンや看板の設置等、一般車両の進入を防止する措置を警察と協力のもと、道路管理者が適切に実施。



発災直後・道路啓開実施後の道路状況イメージ(片側1車線道路)

<関係機関との連携>

- ・発災後速やかに九州地方整備局は現地情報連絡班(リエゾン)を各県、政令市、市町村等へ派遣し情報共有等を図る。
- ・道路管理者と関係機関は連携し、各県・政令市の災害対策本部と九州地方整備局との密な情報共有等を図る。

<発災後の広報の実施>

- ・発災後、各道路管理者は通行可否情報を以下の方法等によって周知。

- ① 道路情報板による情報提供
- ② 日本道路交通情報センターを活用した情報提供
- ③ ホームページ・記者発表
- ④ SNS等
- ⑤ 立て看板等

4 今後の課題

- ・本計画の実効性をさらに担保していくために、今後とも本協議会を活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の事項について継続的に取り組む。

- ① 情報伝達、情報共有の手段が平時のみならず災害時においても確保できるよう検討する。
- ② 各県建設業協会との連携を図り、各道路管理者との重複が予想される区間には事前調整を検討。
- ③ 災害廃棄物への対応
- ④ 道路管理者は休日や深夜など、あらゆる時間帯で対応できる体制構築を検討。
- ⑤ 訓練を通じ、検証・改善を行うことで**計画のスパイラルアップ**を図る。